日野家住宅表門及び伴部屋	（表門）木造、瓦葺、間口三・六メートル、西方潜り戸付 （伴部屋）木造平屋建、瓦葺、建築面積一三平方メートル	広島県安芸高田市甲田町深瀬字久住甲一七二・乙一七二合併
日野家住宅御成門	木造、銅板葺、間口一・七メートル	
伊佐家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一五〇平方メートル	福岡県福岡市早良区高取一丁目九二
伊佐家住宅土蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積三六平方メートル	福岡県福岡市早良区高取一丁目九二
菊の城本舗店舗兼主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積三〇五平方メートル	熊本県菊池市隈府字町九五―二他
菊の城本舗麹蔵	土蔵造一部煉瓦造二階建、瓦葺、建築面積一二平方メートル	熊本県菊池市隈府字町九五―二他
菊の城本舗貯蔵蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二四六平方メートル	熊本県菊池市隈府字町九五―二他
菊の城本舗煙突	煉瓦造、面積二・六平方メートル、高さ一三メートル	熊本県菊池市隈府字町九五―二他
石垣やいま村旧大浜家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一四五平方メートル	沖縄県石垣市字名蔵九六七―一
石垣やいま村旧喜舎場家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一八平方メートル	沖縄県石垣市字名蔵九六七―一

○国土交通省告示第千百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

家ノ下沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県東津軽郡平内町大字中野

字堤ヶ沢　二八番七　一号及び二号

二八番一　三号

四五番　七号及び八号

二八番八　九号から十一号まで

九番一　十二号から十六号まで及び十九号から二十五号まで

五九番二五　十七号及び十八号

字家ノ下　六二番　四号から六号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

惣辺川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和四十二年建設省告示第千百五十八号で指定した惣部川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県十和田市大字奥瀬

字惣辺山国有林

四八林班　い$_{1}$小班　一号から七号まで

四七林班　ち$_{4}$小班　八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十二年建設省告示第千百五十八号で指定した惣部川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県十和田市大字奥瀬

字惣辺山国有林

四七林班　ち$_{4}$小班　一号から五号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桃ヶ丘沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第千四百九十五号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

青森県東津軽郡外ヶ浜町

字三厩桃ヶ丘　二一〇番五　一号から三号まで及び十三号

字三厩緑ヶ丘　五八番六　四号から七号まで

二六番九　八号及び九号

二六番六　十号及び十一号

二六番四　十二号

○国土交通省告示第千百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尾白川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和四十三年建設省告示第二百三号で指定した同号三三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県五泉市小山田

字トロフ沢　一三六四番八四　一号から六号まで

一三六四番九八　七号

一三六四番九七　八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十三号までを順次結んだ線及び標柱九号と十三号を昭和四十三年建設省告示第二百三号で指定した同号三三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県五泉市小山田

字丸山　一三七六番四　九号及び十号

字悪戸スバリ　一三七九番一一　十一号から十三号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東河内沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

新潟県長岡市逆谷

字東河内　七六七番五

七七六番

七七七番

七七八番一、七七八番二及び七七八番甲

七七九番一

七八一番

七八五番から七八七番まで

七八八番一から七八八番一〇まで及び七八八番丙

七八九番

七九〇番甲及び七九〇番乙

七九一番一から七九一番四まで

七九二番二

七九三番一から七九三番三まで及び七九三番丁

七九四番一及び七九四番二

七九五番

七九九番一及び七九九番二

八〇〇番

八〇一番甲及び八〇一番乙

八〇二番一から八〇二番四まで

八〇三番から八〇九番まで

八一〇番一及び八一〇番二

八四六番

八四七番一及び八四七番乙

八四八番

八五三番

八五四番一から八五四番三まで

八五五番一、八五五番二及び八五五番五

九〇六番

九〇九番甲

九一〇番一、九一〇番二及び九一〇番丙

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）